

社会福祉法人ふたば会役員等の報酬および費用弁償規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ふたば会の役員及び評議員（以下「役員等」という）の報酬及び費用弁償に関する事項を定める。

(定 義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

第2章 報 酬

(報 酬)

第3条 法人の役員等に対して報酬は原則として支給しない。ただし、評議員会の承認を得た場合はこの限りでない。

2. 理事の報酬は、評議員会の承認を経て法人会計より支払う。

第3章 費用弁償

(費用弁償)

(理事会及び評議員会の出席日当等)

第4条 理事が理事会に出席したときは、別表1に定める日当（出席日当）を費用弁償として支払うことができる。なお、同日に合わせて法人の業務を行った場合であっても、第5条の報酬は支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1に定める日当（出席日当）を費用弁償として支払うことができる。なお、同日に合わせて法人の業務を行った場合であっても、第5条の報酬は支払わないものとする。

(理事及び評議員の業務日当等)

第5条 理事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2に定める日当（業務日当）を費用弁償として支払うことができる。

2 評議員が評議員会（出席）以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2に定める日当（業務日当）を費用弁償として支払うことができる。

3 交通費は、業務に要する実費を支給するものとし、法人職員の旅費規程に準じて、交通費の実費額とする。

(監事の日当等)

第6条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1に定める日当（出席日当）を費用

弁償として支払うことができる。なお、理事会に出席し同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会に出席に係る日当を支払わないものとする。また同日に合わせて幹事業務を行った場合であっても、本条事項の報酬は支払わないものとする。

2 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導監査への立ち合い及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2に定める日当（業務日当）を費用弁償として支払うことができる。

3 交通費は、業務に要する実費を支給するものとし、法人職員の旅費規程に準じて、交通費の実費額とする。

（宿泊料）

第7条 別表3に定める宿泊料を費用弁償として支払うことができる。

第3章 その他

（適用除外）

第8条 法人に勤務する役員等については、理事会・評議員会・監事監査・指導監査ならびにその他の会議についてはこれを支払わないものとする。

（公表）

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（実施に必要な事項）

第10条 この規程の実施に関し必要な事項、理事長が理事会の議決を経て、別に定めるものとする。

第11条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行うものとする。

附 則

- 1、この規程の運用上必要な事項については、理事会は別に細則を定めることがある。
- 2、この規程の改廃を必要とする場合は、評議員会の決議を経てこれを行う。
- 3、この規程は、令和5年 4月 1日から施行する。

(別表1) 出席日当

名 称	日当 (日額)
理 事 及 び 監 事	3, 0 0 0 円
評 議 員	3, 0 0 0 円

(別表2) 業務日当

名 称	日当 (日額)	(半日)
理 事 及 び 監 事	5, 0 0 0 円	3, 0 0 0 円
評 議 員	5, 0 0 0 円	3, 0 0 0 円

(別表3) 宿泊料

名 称	宿 泊 料
理 事 及 び 監 事	1 2, 0 0 0 円
評 議 員	1 2, 0 0 0 円